

不正

そんな 軽油、おことわり!

不正軽油は、悪質な脱税行為というだけでなく、
環境汚染などさまざまな被害をもたらす重大な犯罪です。
作らない、売らない、買わない、使わない。
不正軽油の撲滅に向けて、ご協力ください!



なくそう! 不正軽油

軽油に灯油や重油などを混ぜて、軽油と称して販売されている不正軽油は、悪質な脱税行為というだけでなく、環境汚染や人体への悪影響をもたらす重大な犯罪です。

許せない! 不正軽油の被害



軽油引取税の
脱税



製造過程で発生する
硫酸ピッチによる
環境汚染・人体被害



排気ガスによる
大気汚染



エンジンの損傷

不正軽油に関わる人は全て罰せられます!

不正軽油の製造、販売、使用はもちろん、不正軽油に使用されることを知りながら材料を提供・運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供した人などにも重い罰則が適用されます。

◎不正軽油を製造する者に材料などを提供・運搬すると…

不正軽油の製造に使われることを知って材料・薬品・設備などを提供・運搬すると、3年以下の懲役・300万円以下の罰金が科されます。さらに法人には2億円以下の罰金が科されます。

〔地方税法第700条の22の3〕

◎不正軽油を製造すると…

5年以下の懲役・500万円以下の罰金が科されます。さらに製造した法人には3億円以下の罰金が科されます。〔地方税法第700条の22の3〕

◎軽油引取税を脱税すると…

5年以下の懲役・500万円以下の罰金が科されます。〔地方税法第700条の28〕

◎不正軽油を運搬・保管・購入・販売すると…

不正軽油と知って運搬・保管・購入・販売すると、2年以下の懲役・200万円以下の罰金が科されます。さらに法人には1億円以下の罰金が科されます。〔地方税法第700条の22の3〕

不正軽油の製造に加担した人は納税義務を負います

◎委託を受けて不正軽油を製造すると…

委託を受けて不正軽油を実際に製造すると、委託者と共に軽油引取税を納付する義務を負います。*〔地方税法第700条の4の2〕

◎不正軽油製造施設を貸し付けると…

不正軽油を製造した施設・設備（車両等の移動施設を含む）を貸し付けると、製造者と共に軽油引取税を納付する義務を負います。*〔地方税法第700条の4の2〕

*納税義務者が特定できないときまたはその所在が明らかでないとき

● お問い合わせは、都道府県の税務担当課、または県税事務所などにお尋ねください。

不審な業者や施設などの情報も
ぜひお寄せください!